

## 摂津市要介護認定等業務委託公募型プロポーザル実施要項

### 1. 目的

この要項は、介護保険法第27条等に規定されている要介護認定等業務について、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、摂津市における要介護認定業務等を行い得る能力を有する民間事業者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定める。

### 2. 委託業務名

摂津市要介護認定等業務委託

### 3. 業務概要

別添「摂津市要介護認定等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

### 4. 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5. 提案見積限度額

	高齢介護課	障害福祉課
令和6年度	21,062,000円	1,641,000円
令和7年度	22,169,000円	1,641,000円
令和8年度	22,169,000円	1,641,000円

### 6. プロポーザル実施スケジュール(予定)

案件公表・資料配布	1月9日(火)～1月22日(月)
参加表明書の受付	1月9日(火)～1月22日(月)
提案書の提出期限	1月26日(金)午後5時まで
質問書の提出期間	1月9日(火)～1月17日(水)午後5時まで 質問書の様式は任意
質問書の回答	1月18日(木)
プレゼンテーション	2月6日(火)
審査結果の通知	2月19日(月)

## 7. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる事業者は、参加表明書の提出日において、以下のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 摂津市入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 摂津市から入札参加資格停止措置等を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 最近5年間に、地方公共団体において要介護認定事務業務の1年以上の受託実績があること。
- (6) 居宅支援サービス又は介護保険施設等要介護認定の申請を行う側の事業者でないこと。
- (7) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 8. 提出書類及び提出部数

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 申込者に関する資料 各1部
  - ① 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本（発行後3か月以内のもの。写し可）
  - ② 財務諸表 直近2年間の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書
  - ③ プライバシーマークの取得状況について、認証の証書の写し（取得している場合は提出）
  - ④ 応募事業者の事業内容がわかる最新のもの（パンフレット等も可）
  - ⑤ 市町村民税・都道府県民税納税証明書（提案書提出日を含む1年以内に発行されたもの。写し可）
  - ⑥ 見積書及び見積内訳書
  - ⑦ 最近5年間で、地方自治体における契約受託実績を記したもの（様式2）
- (3) 企画提案書 7部（正本1部、副本6部 ※副本はコピー可）

企画提案書は、委託業務に発揮できる独自の強みや具体的方策について、次の事項を考慮し、提案すること。

  - ① 従事者の配置や業務運営に係る全体の組織・実施体制及び従事者の役割分担について
  - ② 業務責任者を常駐させるとともに、その指揮命令権と責任体制が明確であるか。また、業務責任者の業務経歴について
  - ③ 苦情及びトラブル対応に係る基本的な考え方及び対応策について

- ④ 災害等の緊急対応時の従事者の配置や業務運営に関する対応策について
- ⑤ 業務内容の正確な理解、かつ実践的な業務マニュアルの作成について
- ⑥ 本市に対する定期報告に関する、報告内容や報告方法などについて
- ⑦ 令和9年3月の契約終了に伴う、令和9年4月以降の新受託者への事務引継ぎを円滑に行うための「事務引継ぎ書」の作成等、契約終了日までに本業務を本市が継続して遂行できる取組について
- ⑧ 優れた従事者を確保するための具体的な取組について
- ⑨ 受託業務開始前、及び受託業務開始後の従事者教育（研修）について
- ⑩ 個人情報保護やセキュリティ対策に関する適切な管理体制等及び職員教育（研修）について
- ⑪ 働きやすい職場環境を整備するための取組について
- ⑫ 業務運営における正確性、公平・公正性の確保や市民サービスの向上及び効率化について
- ⑬ その他仕様書に定める業務のほか、追加で受託できる業務がある場合、提出すること

※ 企画提案書の作成について

- (ア) 用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとすること。
- (イ) 文字サイズは、11ポイント以上で作成すること。
- (ウ) 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
- (エ) 両面印刷で50ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (オ) ページ番号を付けること。

9. 提出先・提出方法

(1) 提出先

保健福祉部 高齢介護課 に提出（摂津市長名で提出すること。）

(2) 提出方法

持参または郵送による。

(3) 提出期限

令和6年1月26日（金）午後5時厳守

(4) 提出部数

7部（1部のみ正押印すること。その他はコピーで可。）

10. プレゼンテーション

令和6年2月6日（火）午前中を予定し、開始時間等については、後日通知する。プレゼンテーション時間は20分とし、その後に質疑応答時間を15分程度設ける。

11. 審査結果の通知

選定結果については、企画提案書等を提出したすべての事業者に文書にて通知する。  
なお、いかなる場合においても異議の申し出は認めない。

12. 評価の基準

【別紙1】のとおり

13. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類は一切返却しない。
- (4) 同一事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負うことを禁止する。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

14. 問い合わせ先

〒566-8555

住所 摂津市三島一丁目1番1号

摂津市役所 保健福祉部 高齢介護課

電話 06-6383-1379

FAX 06-6383-9031

E-mail [kourei-kaigo@city.settsu.osaka.jp](mailto:kourei-kaigo@city.settsu.osaka.jp)

担当 奥野